

東京都板橋区公契約条例施行規則

令和8年10月21日

東京都板橋区規則第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区公契約条例（令和8年板橋区条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第2条第3号イの規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 建物清掃業務に関する契約
- (2) 学校等の用務業務に関する契約
- (3) 建物総合管理業務に関する契約
- (4) 警備業務（機械警備業務を除く。）に関する契約
- (5) 区の施設の窓口業務、受付案内業務及び電話交換業務に関する契約
- (6) 給食調理業務に関する契約

(賃金等の換算方法)

第4条 条例第7条第3項の規則で定める方法は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(労働条件等の報告)

第5条 条例別表4の項の規定による報告は、次に掲げる事項を区長が指定する日までに行わなければならない。

- (1) 特定労働者等に係る雇用契約の締結の状況
- (2) 特定労働者等に対する賃金等の支払いの状況
- (3) 特定労働者等の労働時間の管理の状況
- (4) 安全衛生の管理の状況
- (5) 約定事項の遵守の状況

2 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第6条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(公表)

第7条 条例第15条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を板橋区公式ホームページへ掲載する方法により行うものとする。

- (1) 特定公契約の件名及び締結の日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）

- (2) 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (3) 特定公契約を解除した場合にあっては、その日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日）及びその理由
- (4) 特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者又は特定受注関係者が条例第7条第1項に規定するもの又は条例別表に掲げる事項に違反していたことが判明した場合にあっては、当該違反の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（審議会の会長）

第8条 条例第16条に規定する審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の招集及び会議）

第9条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、区長が行う。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

（オンライン出席）

第10条 委員は、会長が必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により即時にその状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審議会の会議に出席すること（次項において「オンライン出席」という。）ができる。

2 オンライン出席における前条第2項及び第3項の規定の適用については、前項の方法により参加した者を会議に出席したものとみなす。

（委員以外の者の出席等）

第11条 会長は、調査審議のため必要があると認めたときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

（審議会の庶務）

第12条 審議会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

（委任）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第8条から第13条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

（表）

第	号
身分証明書	
所属	
氏名	
上記の者は、東京都板橋区公契約条例第12条第1項の規定により事業所等へ立ち入り、調査又は質問を行う権限を有する者であることを証明する。	
交付年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
板橋区長	

（裏）

東京都板橋区公契約条例（抜粋）
（報告及び立入調査）
第12条 区長は、第10条の規定による申出があったとき又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員若しくは区が委託した事業者の従事者をして、当該特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等に立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査等をする区職員又は区が委託した事業者の従事者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。